

Title	江戸時代後期における精神障害者の処遇(3)
Author(s)	板原, 和子; 桑原, 治雄
Editor(s)	
Citation	社会問題研究. 2000, 49(2), p.183-200
Issue Date	2000-03-17
URL	http://hdl.handle.net/10466/6826
Rights	

江戸時代後期における精神障害者の処遇 [3]

板原和子
桑原治雄

- I はじめに
- II 仕置例にみる「乱心者」
 - 1 『御仕置裁許帳』より
 - 2 『百箇条調書』より
 - 3 『御仕置例類集』より
- III 仕置例にみる「乱心」の表現と「乱心者」の仕置の変化
 - 1 「氣違」から「乱気」「乱心」へ
 - 2 「乱心者」の仕置の変化
- IV おわりに

I はじめに

これまで、「江戸時代後期における精神障害者の処遇〔1〕」「同〔2〕」⁽¹⁾において、江戸時代後期の精神障害者の処遇には、「入牢」「入檻」「溜預」の3つが存在していたことを実証するとともに、「入牢」「入檻」の手續きとその対象となった人々の検討から、2つの処遇の特徴について考察した。そのなかで、「入檻」についてはその処遇の実施にあたって「ほんとうに乱心であるかどうか」を医師の口上書を確認の参考としていたことを示した。このことは、当時、官においても「乱心」が病気として認識されていたことを示すと同時に、医師の診断がその客観性を証するものとされていたことを示している。つまり、「入牢」については医師の診断が要件とはなっていないかと推察されることから、「入檻」のように家督相続者や目上の者を監禁するという家督や財産の相続に関する重大事や、当時の道徳から逸脱すると思われるよ

うな処遇の実施にあたって、その公認手続に医師は重要な役割を果たしていたといえる。

この「乱心」であるかどうかの医師による診断が処遇の要件となっていたことにより、入檻願等の文書に、「乱心者」の状態あるいはその症状を記すことにもなった。これまでにとりあげた事例の中には多様な表現がみられた。それを一覧にしたのが(表1)であるが、「入檻」の理由としている状態は「逆昇強く」「不揃いの様子」「手荒になる」「家業はできず妻と召使いのみで行っている状態」、一方、「出檻」の理由とした回復の状態は、「追々静かになり、今では乱心が直り平生の様子になった」「病気全快」等の表現となっている。このなかには、入檻の後、快気したので檻から出したいという町役人による文面に(No.4)、「町役人立会いのもとに(本人に)尋ねたが、労強く受け答えが分からず、そのため医師に様子を尋ねたところ、乱心は直ったが『気脊』のため不揃いである旨申している」という一文があり、「乱心」とその「快気」を区別する微妙な表現がみられる。また、No.5の事例のように「乱心」に至る経過に触れているものもある。「忒十ヶ年程以前に男女を出産したところ、子どもが死んだ。その頃より『不快』になり、『血が直らず』、折々取り留めのないことを言っていたが、不揃いというほどのことはなかった。しかし、この夏より病気が募り乱心し、昼夜に限らず駆出し、火の元が特に心もとなくなったので、圍に入れ置きたい」と記されている。また、医師による口上書は、これまでNo.1の事例でしかみることができないのであるが、そこには、「癩癩」「勝体定まらず」「変病の程は計り難し」など病気に結びつく表現がみられるとともに、「天順病気ニ付」と、「乱心」を「病気」と明記している。これは寛政5(1794)年の公文書である。

もちろん、精神病は古くから医学書にも記述されていたのであるから、その点では病気ととらえられていたといえる。しかし精神障害者への社会的処遇が実施されるに際して、精神病および精神病患者をどのようにとらえていたかについては、医学書はこたえてくれない。江戸時代後期に見られる先のような「乱心」のとらえ方、つまり具体的処遇のなかで「乱心」が病気ととらえられ、医師による診断が求められるようになってきたというのはいつ頃か

らか、それはどのように変化してきたのか、これらについては事例に基づき検討されなければならないと考える。本稿はそのひとつの作業として、かろうじて江戸時代のほぼ全期を通してみることの可能な「乱心者」の仕置例から、その仕置の特徴や「乱心」に関する表現の変化を追うことで、ひとつの素材を提供したいと考える。

(表1) 入檻事例にみられる「乱心」の表現

No.	年	内容	乱心の表現	出典
1	寛政5 (1794)	入檻願	気分不揃、別して差し募り乱心になる、殊の外手荒になる、持病に癩癩あり気分勝れず持病の癩癩時々差し募り無生となる、家内住屋打ちこわす、妻など打擲すること度々あるが静かなときは常体にて家内の世話(家業)をする 〈医師口上書〉 病気、一体癩癩あり差し募るときは手荒になる、癩癩強く相昇り乱心した様子で勝体定まらず、服薬しない、食事もとらない、変病の程は計り難い	類集撰要
2	?	檻入御届	取り留めないことを申し乱心に相違無い	記三
3	?	檻入手形	五月頃より逆昇強く不揃躰になり此の節別して募り手荒になる	諸事留
4	?	乱心快気 見分書	(入檻後) 医師に掛かり養生したところ追々静かになり只今は乱心直り平生のようす 〈見分書〉 尋ねたところ労強く受け答えが分からないので医師に様子を尋ねると乱心は直ったけれども気脊のため揃わないのだという	記三
5	?	檻入	20年以前男女を産出し、こどもが死亡した頃より「不快ニテ血治らず」折々取り留めないことを言っていたが不揃いというほどのこともな	記三

			かった。この夏より病気が募り乱心し、昼夜に限らず駆出す <見分書> 私ども（見分の役人）が来る前に駆出したため、所々尋ね程なくして連れ帰ったそうなので、得と様子を見分けしたところ取り留めないことを言う。乱心に相違無しと見える。（尤も医師に様子を尋ね口上書を取る）	
6	天保3 (1832)	檻 入 出 檻	不揃いの様子になり別して募り手荒になる 快方になりむつかしきこともないので出したい	記事条例
7	天保7 (1836)	再 入 檻	取り昇り乱心の様子になり、段々募る （7ヶ月後）病気全快につき出檻 （1ヶ月後）前書同様取り昇り	記事条例

II 仕置例にみる「乱心者」

ここで取り上げる「仕置例」は、年代順に「御仕置裁許帳」⁽²⁾、「百箇条調書」⁽³⁾、「御仕置例類集」⁽⁴⁾である。「御仕置裁許帳」は「江戸牢屋入牢者の記録たる町奉行所所蔵の牢帳より、裁判上、後の『例』ともなるべき事例を選出し、主人殺者以下二百三十一部に分類編纂したものであって、掲載事件の年代（入牢の年月）は明暦三年より元禄十二年に亘って居る。編者は不明であるがおそらく町奉行所の吏員の手になったものであらう。」⁽⁵⁾というものである。明暦3（1657）年から元禄12（1699）年までの仕置例集であり、寛保2（1742）年に「御定書百箇条」が編纂される以前の判例であった。

「百箇条調書」は、「御定書百箇条」以降の、寺社奉行所の記録である。この巻六十一に「酒狂人御仕置之部」「十五歳以下御仕置之部」などとともに「乱心ニ而人殺之部」がある。

「御仕置例類集」は、江戸幕府評定所によって、評定所に係る刑事に関する評議を分類収集した先例集である。「御定書百箇条」以降の判例を集めたも

ので、5回にわたって編纂されたという。関東大震災で焼失したといわれるひとつを除き、全体で明和8（1771）年から天保10（1839）年にわたっている⁽⁶⁾。「乱心者」の仕置例は、「老幼并愚昧片輪之部」のなかの「愚昧片輪乱心之部」に分類されている。

「御仕置裁許帳」が元禄12（1699）年の事例を残して以降、「百箇条調書」「御仕置例類集」に明和8（1771）年の事例が登場するまでの空白は、明和の大火（1772年）によるものだろうといわれる⁽⁷⁾。この空白はあるけれども、また少ない事例の連なりではあるが、江戸時代の「乱心者」に関する仕置例を時系列で追っていきこう。

1 「御仕置裁許帳」より

ここには974事例のうち、「酒狂」を除き、「乱心者」の事例が明暦3（1657）年から元禄11（1698）年までの22例が収録されている。本書の前半は、「犯行」の対象（被害者）ごとに、主人、父、母、兄、弟、子ども、女房という順に並べられており、「乱心者」による「犯罪」も対象ごとに組み込まれている。そこから「乱心者」だけを年代順に並べてみると（表2）のようになる。その仕置の内容は、主人に傷をつけた3例はいずれも死罪、親殺しは、父でも母でも磔、女房殺しは、多くは死罪になっている。主人・親への「犯行」は極刑が科せられるなど、「乱心者」だからといって減刑されているとは認めがたい。

ただ赦免の仕方において、他の仕置では見られない特徴がある。女房殺しはNo.7まで（つまり寛文12年以前）は赦免になっているが、その赦免はNo.6とNo.7に見るように、「座敷籠」に入れ置くことが条件になっているという点である。これが延宝以降すべて死罪になっている理由は不明であるが、「撰要類集」に、「元禄拾丑閏二月相極候ハ、乱気ニ而人殺し候者、本性ものとは違候間、向後ハ牢舎申付、様子次第に其儘永牢ニ而指置、其上若本性ニも成候ハ〃、遠島ニも申付可然候、品ニより解死人に可成子細候ハ〃、其節窺有之筈ニ候処、自今以後ハ、乱気ニ而人殺候共、可為解死人候、本性ニ而人を殺候も、乱心ニ而人を殺候共、同前之御仕置候間、可被存其趣候」との記載が

ある。延宝期には「失火者は斬罪、名主・五人組は入牢と定める」(延宝6年、1678)といった刑法分野での体系化が進んだ時期だったと思われる。その時期に、成文化されなかったにせよ、「乱心」者でも殺人は死罪だと決められたのだろうか。ここに挙げた元禄10年(1697)の取り決めは、享保2年(1717)に再確認されたことの記録の中に挙げられているのだが、これが取り決められた元禄10年以降享保2年に至るまで、人を殺した「乱心者」は死刑にならないで「永牢」のままでいた事実も記載されている。この記録の前半に記述されているように、「乱心者」は「本性ものと違候間」、長期間入牢させる対処となっていたと思われる。

殺人ではなく、切付けた事例においても、その赦免に特徴が見出せる。それは、No.12とNo.20に見るように、家族、町役人自らが本人を召連れ牢舎を願ひ出、その後「快気」になったので引取るという形態を「赦免」としていることである。またNo.21は家族、町役人が「手前に引取って養生する」ということをもって「赦免」にしている。同じ切付けであっても赦免の形態が違うのは、「犯行」の対象(被害者)によって仕置が異なった、つまり被害者の減免の訴えで赦免となったNo.4とNo.17は、対象が女房であり、No.12, 20, 21は対象が親や夫であることによると思われる。

さて、これらの事例から「乱心」の表現をみてみると、ほとんどが「氣違候テ」や「乱気致し」という短い言葉で表現されている。No.13では、「日頃騒気」「申し分不分明」と症状を伺わせる文言もみえるが、それもこの1例のみである。しかし注目されるのは、「氣違候テ」という表現から「乱気致し」という表現へ、1670年代から1680年代にかけて(ほぼ延宝期である)、はっきりと移行しているということである。

(表2) 「御仕置裁許帳」にみる「乱心」の表現

No.	年	「犯行」内容	「乱心」の表現	仕置内容
1	明暦3 1657	店借の五郎助、弟をはじめ4人に切付ける	気違候テ	死罪
2	万治3 1660	三郎兵衛、女房を切殺す。召仕2名にも手負	気違候テ	赦免 (有免にて)
3	万治4 1661	店借の権兵衛、兄に切付ける	気違候テ	赦免
4	寛文元 1661	店借の医師・三貞、同じ店借と女房、倅を切付ける	気違候テ	赦免 (有免にて)
5	寛文2 1662	店借の久左衛門、子ども2名切殺し女房にも手負い	気違候テ	赦免 (請人が立ち)
6	寛文12 1672	太兵衛、女房を切殺	気違候テ	赦免 ^{*1}
7	寛文12 1672	屋守・安兵衛、女房を切殺し他2名切りつけ	気違候テ	赦免 ^{*2}
8	延宝2 1674	店借の佐五右衛門、女房を突殺	頃日乱気之跡	死罪
9	延宝5 1677	店借の女房、母を切付(母死亡)	気違候テ	江戸中引回の上磔、夫は赦免
10	延宝6 1678	下人・吉兵衛、主人に手向かい主人の兄に1ヵ所切付け。他2名にも切付	不斗気違	死罪
11	延宝6 1678	店借の大工・長作、女房を切殺	気違候テ	死罪
12	天和3 1683	市郎右衛門、親を打擲	乱気致し	牢舎→赦免 ^{*3}

13	貞享元 1684	店借・治郎兵衛、女房を切殺	日頃騒気 (検議すると) 乱気に紛無様 申し分不明	死罪
14	貞享2 1685	下人・八兵衛、主人を脇差で髪先 を1ヵ所切付	乱気致し	本人死罪 両親、兄、弟 牢舎→赦免
15	貞享3 1686	召仕・弥五助、主人の顔を切付け もみ合いでさらに4ヵ所。他2名も 数ヵ所手負い	乱気	死罪
16	貞享4 1687	店借・甚左衛門、女房を刺殺	乱気之様	死罪
17	元禄2 1689	店借・伊兵衛、女房を切付	乱気致し	牢舎→兄、女房、 その兄、町役人ら 訴え赦免
18	元禄3 1690	丸山政右衛門、親を切殺	乱気致し	磔
19	元禄4 1691	店借の女房ろく、母と娘を切殺	乱気致し	磔、倅は獄門
20	元禄7 1694	店借の女房まつ、夫の頭を小脇差 で疵付	乱気致し 半年前より乱気	牢舎→赦免*4
21	元禄9 1696	町医者女房・みや、夫に4ヵ所切付	乱気躰	牢舎→赦免*5
22	元禄11 1698	店借の倅・伝兵衛、母に数ヵ所切付	乱気致し	牢死。死骸捨之

*1 座敷籠を作り入置申度由、親類并女房之親兄弟、五人組訴訟申ニ付赦免

*2 上州〇〇村え遣シ座敷籠え入置介抱仕度由相手双方共訴訟申ニ付赦免

*3 (本文要約) 乱気して親を打擲したと弟并五人組が召連れ、手前に差し置き難いので牢舎させたいと願う。
穿鑿してみると乱気の様子なので牢舎を言いつける。

<判決に当たる部分>心も直ったようなので、猶養生させたいと、親、弟、五人組が訴えきたので赦免

*4 家主、夫が火の元心いもと無いと牢舎願い出て牢舎に。夫の疵も治り、「乱気」も快気したので、夫、家主、五人組願い出て出牢。

*5 牢舎の後、夫、仲人、弟、家主、五人組手前に引取り養生させたいと度々訴えるので赦免

2 「百箇条調書」より

ここにおける「乱心者」に関わる仕置例は、明和8（1771）年から文化8（1811）年までの13（仕置例中以前の仕置例をその「例書」として取り上げているものも含め）である（表3）。なお「御定書百箇条」⁽⁸⁾には「添候例書」が記録されているが、「乱心者」に関しては4例である。いずれもこの「百箇条調書」に挿入されている（表3のNo.5～7に当たる）。

ここでの仕置は、「御定書百箇条」ののちであることから、「乱心者」への仕置がそれに基づき実施されている⁽⁹⁾。殺人の場合、通常であれば下手人⁽¹⁰⁾になるべきところ、親や親類へ永預となっている事例が多い。これは、被害者の主人、親類による「下手人御免」の訴訟があればという条件つきであるから、表3は被害者の助命願を条件に永預となっていることをよく示している。しかし、被害者が主人や親になると、死罪は免れなかった。これも引き廻しの上礫といった死刑のうちの極刑を免れているという意味では軽減されているといえる。また、江戸時代には大罪であった、放火においても押込という減刑措置がとられている。しかし、No.5に見るように、その両親、弟は「乱心」と知りながら奉公に出したとして手鎖30日等の仕置を受けている。さらに、No.13のように「乱心」と知りながら手当て（具体的に何を指すのかは不明）をしなかったとして兄や村役人が咎を受けている事例もある。

さて「乱心」の表現であるが、今みてきたように、「乱心之証拠慥ニ有之」かどうか仕置の決定に影響したことから、「仕置裁許帳」にはなかった「乱心」についての表現が多くみられる。いつから症状がはじまっているのか（No.1と5）、「犯行」時の様子（「親が馬の顔に見え」「積気強差発」「前後不覚」など、No.7, 8, 9）、日常の様子（「折々取昇」など、No.2, 13）などである。それらから、「乱心」の「慥かな証拠」をどこに求めたかを窺うことができよう。

そして、No.9に、「病気とは申しながら不届き」の一文がみられる。これまでみてきた仕置例では、はじめて「乱心」を「病気」と表現したものである。年代は記されていないが、天明2（1782）年の事例（No.8）の「例書」として挿入されていることから、天明2年以前ということになる。「はじめに」で紹

介した「天順」の事例で、医師が「病気」と述べている寛政5（1793）より早い時期のことである。

（表3）「百箇条調書」にみる「乱心」の表現

No.	年	「犯行」内容	「乱心」の表現	仕置内容
1	明和8 1771	久宝院が（修験触頭）が訴状を焼捨てた（？）	2・3年以来乱心躰ニ罷成	心を付差置（？）
2	安永9 1780	百姓喜兵衛倅和七が女房を殺害（猪と思ひ）	一体気重ニテ顔色宣からず折々取昇	親へ永預 （親・弟助命願）
3	安永3 1774	百姓孫八が駕籠○金右衛門を殺害 （和七の事例中に「例書」として挿入）	乱心いたし	妻子親類助命願 親類へ永預
4	?	佐七が医師横山巨迪を殺害 （この事例に「例書」として先の和七の事例が挿入）	積気差発渡世も成り難い	姉婿へ永預 親・親類助命願
5	寛保3 1743	金右衛門娘はつが火付	五年以前乱心いたし	弟吉兵衛へ押込 両親弟も仕置*1
6	延享1 1744	弥五郎が二名を切殺	乱心の躰 乱心いたし	親類へ預、押込
7	延享2 1745	又右衛門が両親を疵付 （馬の子に見え）	「乱心の上」	両親、親類 助命願 死罪
8	天明2 1782	百姓吉兵衛が妹殺害 母へあたいたし	狐に見え	親類へ押込*2 （病死）
9	?	今村三右衛門弟が家主疵付 （例書として挿入、ここに「病気とは申しながら不届き」とある）	積気強差発 乱心同前 前後不覚	兄へ押込

10	文化5 1808	家来軽勤の者が妻、継母、 娘切付 継母、娘死亡	乱心にて	死罪、死骸取捨
11	文化7 1810	百姓が離縁の妻を殺害	乱心いたし	下手人 兄、親類助命
12	文化7 1810	百姓善吉が村内の伝蔵の老 母、妻、妹に手疵 実母を打つ	乱心いたし	死罪(母を疵つ けたことより)
13	文化8 1811	百姓庄次郎が母を棒で打つ (母病死) 兄嫁も打つ	折々気分不揃い	死罪 兄は急度叱り 村役人は咎 ^{*3}

*1 一旦「乱心」した者を奉公に出したことをもって。

*2 本来なら遠島だが、次の「例書」のとおり他人に疵付け、「片輪」にしたのと同様だから押込。

*3 「乱心」と知りながら手当てをしなかったとして。

3 「御仕置例類集」より

「御仕置例類集」に収録されている「乱心者」に関する仕置例は、天明6(1786)年から天保10(1839)年までの17例である(表4)。先の「百箇条調書」と年代が一部重なるが、ここでは天保期までの仕置例をみることができる。

ここでも、「乱心」の「慥かな証拠」の確認が重要な課題となっているが、その表現に少し変化がみられる。それはまず、日常がどうであったかを記していることである。ほとんどの事例が平生の病態に触れ、「持病の逆上強再発」(No.11)、「平生持病の血の道差起」(No.8)、「持病の疳積」(No.9, 10)、「持病強発し」(No.16)など、「持病」という表現を多用している。その他「平日不揃い」(No.5, 13, 17)、「癩症相煩引籠」(No.12)、「一旦乱心いたしその後放心にて」(No.3)などもみられる。

「乱心」の「慥かな証拠」は以上のような平生の病態のほか、「犯行」時の計画性や犯意を問題にしているように思われる。そのことを確認するために、「犯行」時の病態に触れ、「全病氣再発致し強取昇」(No.11)、「人事を取失候程

之儀」(No.17)など、いわゆる心神喪失状態を表現している。また「巧み」や「意趣」という表現で、その計画性や犯意に触れているものもある。さらに、「申し口が符合」しているかどうか、その証拠のひとつとしている。そのなかには、「乱心」に相違なしと見えても「申し口が符合」していて「全く乱心」とは言えないとしながらも、減刑をしている事例がある (No.5, 8, 13, 17)。それらが減刑の理由としたのは、「一体愚昧」であり、当時知的障害者に対応させていた「愚昧」をもって、責任能力を斟酌している。No.3の「小児同様」という表現も同様であろう。

(表4) 「御仕置例類集」に見る「乱心」の表現

No.	年	「犯行」	「乱心」の表現	仕置内容
1	天明6 1786	定吉 はな(姉) 傳七(弟) 実母殺害死骸切碎	七物之化之様子にて怪しき事 共口走 相果候節迄正気には相成不申	弟2名は死罪 姉は遠島
2	天明8 1788	22名(内1名が「乱心」)が名 目銀貸付方で不届き	乱心いたし	21名は追放 「乱心者」は親 類共へ押込
3	寛政7 1795	法如の弟子・龍光が 附火	一旦乱心いたし其後放心にて 小児同様之段は一件申口符号	親類共へ押込
4	寛政8 1796	百姓の女房・たき 夫変死(白 状もせず此の者仕業とも極め 難いが)	乱心に紛れなく、申口一向 不相分	親類共へ預 永押込
5	寛政12 1800	店借の弟・大助が付火	平日不揃い 一体愚昧 巧候儀無し	遠島
6	享和2 1802	店借が女房を殺害	乱心紛れなく	親類へ押込
7	享和 1803	当時無宿者が幼女を殺害	癡症差発 取昇	永預け

江戸時代後期における精神障害者の処遇[3](板原・桑原)

8	文化5 1808	店借の女房が投火	持病の血の道差起 一体愚昧	遠島
9	文化9 1812	医師が番小屋に銀子ありと、掘り起こし番人とやり合い疵つける	持病の癩癩 気分も治り正気付き	父へ引渡 猥に他行為致間敷
10	文化12 1815	No.9と同人、不明の書付をもって役所に駆け込む 吟味中も身分鎮まらず出奔	持病の疝積差発	兄に引渡 全快まで押し込
11	文化13 1816	店借の倅、中宮御所へ入込	持病逆上強再発 全病気再発いたし 強取昇	親へ引渡 他行為致間敷
12	文政元 1818	非蔵人抜き身をもって御所へ立ち入る 取り押さえ時疵つける	癩性相煩引籠 取昇 申し口不取留	死罪
13	文政5 1822	無宿者 ふと出来心で付火	平日不揃 一体愚昧	遠島
14	文政11 1828	欠落立婦の者、女房殺害	乱心紛れ無し	親類へ押込 除名願
15	文政11 1828	4名により邪宗門修治 3名病死	(残った1名) 聾の上狂気 同様、中風を患い言語不分	全快まで親類預 全快後吟味 (死刑免れない)
16	天保6 1835	与力の四男、父を疵付 父の顔が馬に見え	疝症差発人事取失	死罪
17	天保10	百姓女房、付火	平日不揃 一体愚昧	遠島

Ⅲ 仕置例にみる「乱心」の表現と「乱心者」の仕置の変化

1 「気違」から「乱気」、「乱心」へ

Ⅱにおいて、「乱心者」の仕置例を年代順に見てきたが、いくつかの特徴をあげることができる。まず、江戸時代後期には公文書で、心身喪失状態を指して「乱心」という言葉を使用することが一般化していたが、「御仕置裁許帳」でみたように、江戸時代はじめ1670年代から80年代までは、少なくとも仕置に関する公文書では「気違」が使われていたことがわかった。そして、「気違」から「乱心」の間には「乱気」が使われていたようで、その「乱気」から「乱心」への移行がいつごろかは、これまでみた仕置例の時系列からは知ることとはできない。ただし、「御定書百箇条」の「乱心者」の仕置に関する条文(本稿、「文献」9参照)は、享保6(1721)年から寛保2(1742)の間に定められているのであるが、「乱気」と「乱心」の両者が使用されている。それぞれに別の意味をもたせていたとも考えられるが、その後、明和8(1771)年の事例からはじまる「百箇条調書」と「御仕置例類集」には、「乱気」はほとんど使用されていない。このことからすると、1700年代半ばに「乱心」が公的な用語として確立したと考えることができよう。

さて、「乱心者」の仕置例が、「御仕置裁許帳」に別枠で記載されていたということは、その当時にはすでに責任能力など何かしらの配慮がなされなければならない対象とされていたと考えられる。しかし、「気違候テ」との一文は記すものの、その症状に関してほとんど触れていない。それが「御定書百箇条」で減刑措置が規定された後の「百箇条調書」や「御仕置例類集」の事例では、「乱心」の「慥かな証拠」をあげることが仕置決定にとって重要な作業となり、日常の様子や、「犯行」時の様子が事例に記されるようになった。そしてそのなかで「乱心」を「病気」と結びつけて表現する文言が増加していった。つまり、「乱心」の確かな証拠を病気と結びつけることで、減刑の理由付けとしていったと言うこともできよう。「気違」「乱気」「乱心」という言葉の変化の背景に、このような精神障害の捉え方の変化も無関係ではないように思われる⁽¹¹⁾。

2 「乱心者」の仕置の変化

Ⅱの3で述べたように、実際の「乱心者」への軽減措置は、「病気」という認識があり、それにより、その個人の責任能力の無さに配慮するものだったから、その減刑には、ある特徴を見出すことができる。

それは「減刑」により、「押込」「預け」という仕置が課されていることである。「押込」⁽¹²⁾、「預け」⁽¹³⁾は、家屋内での監禁・軟禁状態をつくることである。「御定書百箇条」(1742)から「乱心者」への仕置が、「閉じ込める」という処置を科すようになっていった。「御仕置裁許帳」でも「犯行」内容によっては、「座敷籠」や「牢舎」がおこなわれていたことが窺われたが、表4は「乱心者」の処遇がその方向に進んだことを示している。例えばNa4の「女房たき」が、夫の変死に関与したのではないかと疑われながら、「乱心に紛れなく、申口一向不相分」として「永押込」に処されたことなどに示されている。

また、家族、親類、五人組、名主等、町・村役人に、「乱心者」の監督責任に加えて療養の責任も課していたことが窺われる。それは、表3のNa5とNa13で、それぞれ、「乱心」したにもかかわらず奉公に出した、「乱心」したのを知りながら手当てをしなかったということで、家族、親類、五人組、村役人らが仕置を受けていることでも明らかである。表4のNa9では、「親へ引渡、猥に他行させないように」と「申しつけ」、同人が3年後に出奔すると、「これまでのように申しつけるだけでは、また気分不揃いの時に何を仕出かすか分からないので、兄に全快するまで押込」責任を科すという仕置を裁定している。

このように江戸時代後半に至ると、「乱心者」への「減刑」は、押込など「閉じこめる」という仕置を採らしめ、家族、親類、町・村役人へその監督責任を課する仕置の傾向がでてきたことを指摘できよう。

IV おわりに

これまで述べてきたように、公文書で見える限り、「気違」、「乱気」、「乱心」は、時代の推移につれ、「乱心」という用語に定着していったことが認められ

る。幕府の刑法体制の整備が進む中で、「乱心」という用語を定着させ、その過程で責任能力を問えない者とする認識が成立していった。「乱気」は「お食たき四人老度に大熱出、乱気之様に成申候」⁽⁴⁴⁾というように、病気が原因で精神状態が悪化する状態を表現する言葉であり、「乱心」が定着する前に、この「乱気」が過渡的に使われていた。また、「乱心」も「黒田如水病重く、死前三十日許の間、諸臣を甚罵辱す、諸臣驚きて云、病気甚く、殊に乱心の体也」⁽⁴⁵⁾のような表現としても使われていた。それが「乱心」による減刑の根拠を病気による責任無能力に結びつけるに至った背景であろう。また、この経過から「檻入」等で、医師の証言を根拠として採用するようになっていったと推測される⁽⁴⁶⁾。17世紀後半から18世紀前半にかけて、精神障害者の刑法体系上の処遇が確定されてゆくにつれて、それが相続等いわば民法的分野にも適用されてゆくようになったと思われる。「乱心」という用語は、江戸時代後期の精神障害者の処遇の体系化の基盤となる概念であり、精神障害についての認識の質を示すキーワードであった。

文 献

- (1) 『社会問題研究』第48巻1号(1998年12月)、同第49巻1号(1999年12月)
- (2) 石井良助編『近世法制史料叢書(一)』創文社、1959年
- (3) 布施弥平治編『百箇条調書』13冊、新生社、1966~1968年
- (4) 石井良助編『御仕置例類集』全16冊、名著出版、1971~1974年
- (5) 前掲『近世法制史料叢書(一)』 1ページ
- (6) 前掲『御仕置例類集』各冊、序文
- (7) 平松義郎『江戸の罪と罰』平凡社、1988年、24ページ
- (8) 石井良助編『徳川禁令考』別巻、創文社、1961年
- (9) 「御定書百箇条」における「乱心者」の仕置は、以下のとおりである。

〈御仕置百箇条七十八〉

享保六年

元文三年極

一 乱心にて人を殺候共、可為下手人候、然共、乱心之証拠慥ニ有之上、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免之願におゐてハ、遂詮議、可相伺事、

享保六年極

但、主殺、親殺たりといふとも、乱気無紛におゐてハ、死罪、自滅いたし候ハ、
死骸取捨に可申付事

享保十九年極

一 乱心にて其人より至而軽キものを致殺害候ハ、下手人ニ不及事

寛保二年極

但、慮外者を切殺候時、切捨ニ成候程之高下と可心得事、

享保六年

元文五年極

一 乱心にて火を附候もの、乱気之証拠於不分明は、死罪、乱心に無紛におゐてハ、
押込置候様ニ親類共江可申付事、

- (10) 死刑のうちでももっとも軽い、ためし切りのない斬殺刑
- (11) 山崎佐は江戸時代の医家の知見を紹介し、「此頃に至りては、漸く、癩癩、癩症と癩狂とを識別し、其原因も症状も、略々知ることを得るに至ったので、所謂、乱心、乱気、気違は、厳格の意義に於ける、癩狂の症であって、此者に限り、刑事責任上特別の取扱を受くべきものであるとしたのである」と述べている。「気違」「乱気」「乱心」と、病気という認識との結びつきに注目しているが、三者の差異には言及していない。〔山崎佐「精神病者処遇考(三)」(『神経学雑誌』34巻2号、1932年、151ページ)〕
- (12) 自宅に籠居させる刑
- (13) 第三者の私宅内に軟禁する刑
- (14) 長谷川強校注『元禄世間咄風聞集』岩波文庫、1944年、109ページ
- (15) 江村専斎「老人雑話」随筆文学選集第11巻、書齋社、1927年、307ページ
- (16) 医師の証言が、仕置決定の際に、今日でいう「精神鑑定」として採用されていた事実は、今までのところ見出せていない。この点につき、山崎佐は「乱心の場合に於いても、亦、恐らく是(酒狂一筆者)と同様に比隣、五人組、組頭、名主、年寄等が、其日常生活に於ける行状よりして、その精神状態を証明したものであらう、固より重大なる事犯の場合、或は其犯行の状態よりして今日行はるゝが如く、其精神状に付き、特に医師の意見を徴して之が断定の材料としたことはあらうが、普通の場合は前述の如き手続きで、犯人の精神状態も認定され、之に対する刑罰上の取扱も、定められたものである。従って精神病に対する医家の知見は

叙述の如く、漸く黎明期に入り相当進歩したとは云へ、之が裁判上に於て、犯人の精神鑑定の基準として応用され、又は其刑事責任を確定する標準になったことは、余り多くなかったのである」と述べている。ただしここで述べられている「重大なる事犯」等における医師の関与につき、事例は紹介されていない。〔山崎佐、前掲書（文献 11）、153～154 ページ〕